

## 佐賀県における電子マニフェスト普及の取組状況について

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課

### 1 はじめに

当県は、日本最大の干潟である有明海に面しており、本年5月には、「東よか干潟」及び「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地として登録され、7月には「三重津海軍所跡」がユネスコの世界遺産として登録されるなど、自然の景勝地や文化遺産に恵まれており、こうした環境を守るためにも、廃棄物の適正処理は不可欠です。

産業廃棄物の適正処理を支える電子マニフェストの普及について、当県の取組状況を御紹介します。

### 2 産業廃棄物の排出・処理状況

平成25年度末の当県の産業廃棄物の排出量は3,129千tであり、年々減少傾向にあります(図1)。

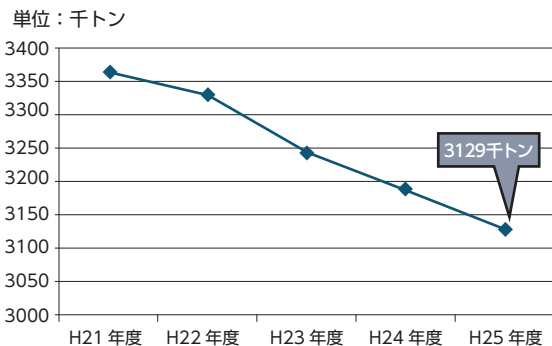


図1 佐賀県の産業廃棄物排出量の実績

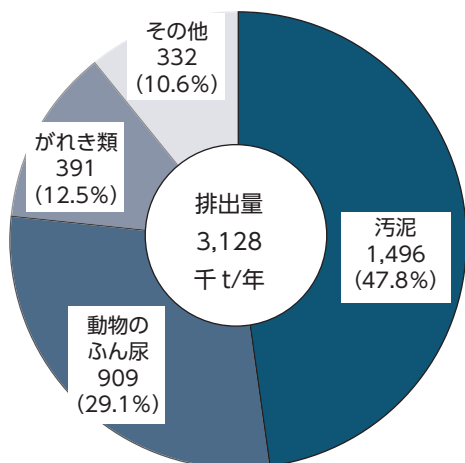


図2 種類別排出状況

注) 四捨五入の関係で合計と個々の計が合わない場合がある。

種類別では汚泥が最も多く(47.8%)、次に動物のふん尿(29.1%)、がれき類(12.5%)の順となっています(図2)。

業種別では製造業が最も多く(41.7%)次に農業・林業(29.1%)、建設業(15.9%)、電気・水道業(11.3%)の順となっています(図3)。

排出された産業廃棄物のうち1,595千t(51.0%)が再生利用され、最終処分量は72千t(2.3%)となっています。

また、産業廃棄物処理業許可業者数は、平成27年4月1日現在、1,620業者となっています。

### 3 電子マニフェストの利用状況

国においては、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において「平成28年度の電子マニフェスト普及率(利用割合)を50%とする」ことを目標とし、普及促進を図られているところです。

県内事業者の電子マニフェストの加入状況は平成27年9月末現在で656業者と年々増加しています(表1)。

また、平成26年度の総マニフェスト交付件数250,614件に対する電子マニフェスト登録件数は64,832件であり、電子化率は25.9%と着実に増加しているところですが、全国との比較では低い状況です(表2)。

### 4 県庁における電子マニフェストの利用状況

県庁(現地機関を含む)においては平成23年度より電子マニフェストを導入し、当課(循環型社会推進課)が一元的に管理しています。

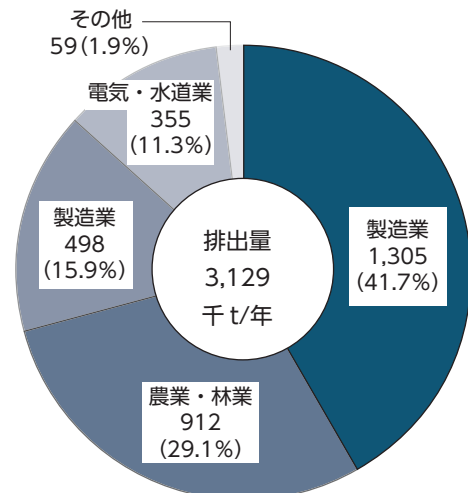


図3 業種別排出状況

## 行政のうごき

表1 県内事業者の電子マニフェスト加入状況

区分	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H27.9
排出事業者数	326	356	376	428	471	504
収集・運搬業者数	55	65	67	74	81	83
処分業者数	53	58	61	64	67	69
合計	434	479	504	566	619	656

表2 県内事業者の電子マニフェスト普及状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙マニフェストの交付件数	165,438	185,139	188,894	189,314	195,449	185,782
電子マニフェストの登録件数	21,018	27,980	35,998	46,938	53,728	64,832
電子化率(佐賀県)	11.3%	13.1%	16.0%	19.9%	21.6%	25.9%
電子化率(全国)	19%	24%	25%	30%	35%	39%

平成26年度末の普及率は58%で、年々増加していますが、すべての部署で電子化はされておりません。電子マニフェストに未加入の業者へ処理を委託したことなどが主な理由です。

## 5 電子マニフェスト導入推進のための取組

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、マニフェストによる管理が不可欠であることから、排出事業者や産業廃棄物処理業者におけるマニフェストの適正利用や電子マニフェストの導入を推進するため、以下の取組を実施しています。

### (1) 産業廃棄物減量化・リサイクル推進研修会

当県では、県内の産業廃棄物排出事業者（特に多量排出事業者）を対象として、廃棄物の減量化やリサイクルの推進等に関する排出事業者の事例発表や廃棄物の適正処理の講義などの研修会を年1回開催しています。

この中で、電子マニフェストの仕組みや運用、その効果などを紹介し、導入の推進を行っています（写真）。



写真 廃棄物減量化・リサイクル推進研修会

### (2) 電子マニフェスト等適正管理研修会、電子マニフェスト操作研修会

（一社）佐賀県産業廃棄物協会において、県内の排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象として、電子マニフェストの効果の紹介のほか、実際に電子マニフェストを使った操作研修を行っています。（県全額補助）

### (3) 電子マニフェストの導入補助

（一社）佐賀県産業廃棄物協会において、県内の排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、電子マニフェスト導入に要するパソコン等の機器整備や加入経費（加入初年度の基本料）など、経費の一部の補助を行っています。（限度額：100千円/事業者、県全額補助）

### (4) その他

当県では2名のマニフェスト調査員及び6名の機動監視員を配置し、産業廃棄物排出事業者の立入調査時や、産業廃棄物処理業の許可申請等の来課時に、パンフレット等を用いて電子マニフェストの導入推進を図っています。

## 6 今後の課題

本県において排出されている産業廃棄物の業種は、前述のとおり製造業、農業・林業、建設業の順に多くなっていますが、製造業や農業・林業については、廃棄物の種類が限定され、処理先も固定化されているなど、比較的電子マニフェストの導入が容易であると考えられます。

しかしながら、建設業については、製造業よりも比較的多様な産業廃棄物が発生し、また、廃棄物の発生場所が移動し、その都度処分先が変わるなど、マニフェストの交付枚数が多い業種（現在、交付している紙マニフェストのうち約6割が建設業）でありながら、電子マニフェストの普及が進んでいない状況です。

また、建設業者にヒアリングを行ったところ、「産業廃棄物処理業者が電子マニフェストに加入していないため、紙マニフェストと電子マニフェストの両方により管理しなければならない」などの声も聞かれます。

電子マニフェストは、排出事業者→収集運搬業者→処分業者の全てが利用し、一本の線でつながって初めてその効果が発揮されます。

このため、業種特性により取組が遅れている建設業者や、中小企業が多い収集運搬業者を中心に、一層電子マニフェストの導入を推進していきたいと考えています。